

個人市民税

前年1年間の給与や公的年金、事業所得、土地建物等の譲渡益などの所得に対して課税される税です。
1月1日に住所のある個人に負担いただく税金で、「均等割」と「所得割」があり、県民税とあわせて課税されます。

1 納税義務者（個人市民税を納める方）

納める方	納める税額	
	均等割	所得割
市内に住所がある方	○	○
市内に住所はないが、事務所・事業所又は家屋敷がある方	○	—

（注）市内に住所があるかどうか、また、家屋敷などを持っているかどうかは、その年の1月1日現在の状況で判断します。

Q&A

家屋敷とは

自己又は家族の居住用の住宅で、現に住んでいるかどうかは問いません。
したがって、別荘・別宅等も含みますが、他人に貸すことを目的に設けられたものや、現に他人が住んでいるものは除きます。

2 個人市民税が課税されない方

均等割も所得割も課税されない方	○生活保護法による生活扶助を受けている方 ○1月1日現在で、障害者、未成年者、寡婦又はひとり親に該当する方のうち、前年中の合計所得金額が135万円以下の方 ○前年中の合計所得金額が下記の額以下の方 （1）同一生計配偶者または扶養親族のいずれもない方 41万5千円以下 （2）同一生計配偶者または扶養親族のいる方 $31万5千円 \times (1 + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 18万9千円 + 10万円$ ※下線部は同一生計配偶者または扶養親族が有の場合のみ計算
所得割が課税されない方	○前年中の総所得金額等が下記の額以下の方 （1）同一生計配偶者または扶養親族のいずれもない方 45万円 （2）同一生計配偶者または扶養親族のいる方 $35万円 \times (1 + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 32万円 + 10万円$ ※下線部は同一生計配偶者または扶養親族が有の場合のみ計算

Q&A

同一生計配偶者とは

納税義務者と生計を一にする配偶者で、前年の合計所得金額が58万円以下の方です。

扶養親族とは

納税義務者と生計を一にする親族（配偶者を除く）で、前年の合計所得金額が58万円以下の方です。

合計所得金額とは

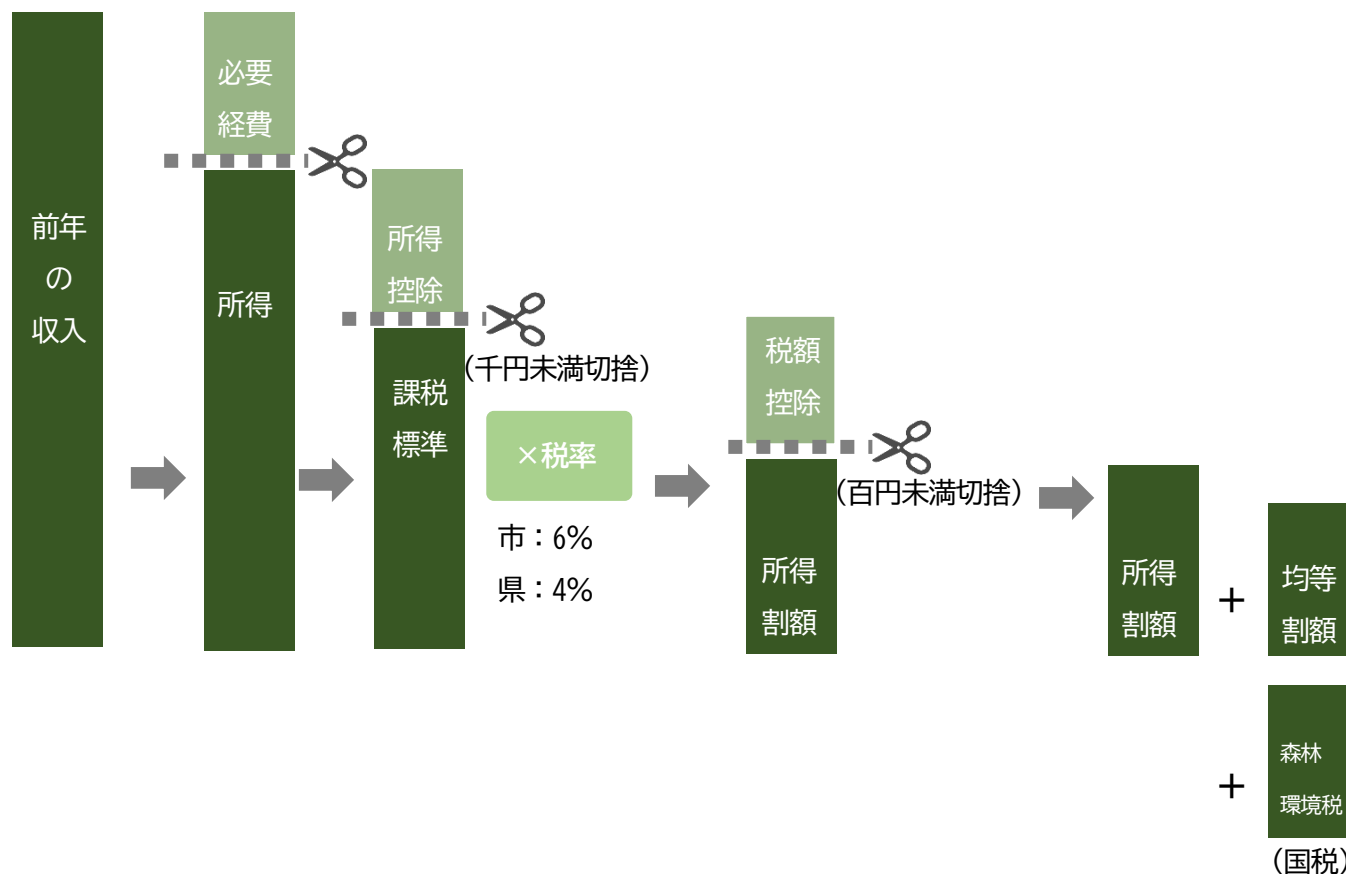
給与所得・公的年金等にかかる雑所得・事業所得などの所得金額を合計した金額（純損失、雑損失等の繰越控除を適用する前の金額）

- ・土地・建物等の譲渡所得など、分離課税所得については、特別控除を適用する前の所得金額
- ・上場株式等の配当所得や、源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式の譲渡所得は、申告すると合計所得金額に含まれます。

総所得金額等とは

合計所得金額から純損失または雑損失等の繰越控除を適用した後のすべての合計所得

- ・土地・建物等の譲渡所得など、分離課税所得については特別控除を適用する前の所得金額

3 税額の計算方法

- 土地、建物などの資産及び株式等の有価証券の譲渡所得、退職所得、山林所得については、他の所得と区分して各々の計算方法により算出されます。

(1) 均 等 割

市民のみなさんに広く均等に負担していただくもので、定額です。

年額

	令和 5 年度まで	令和 6 年度から
市民税	3,500 円 (うち復興防災財源 500 円)	3,000 円
県民税	2,500 円 (うち復興防災財源 500 円) (うち県森林環境税 1,000 円)	2,000 円 (うち県森林環境税 1,000 円) ※令和 8 年度より、県森林環境税の名称が「ふくしま森林(もり)づくり県民税」に変更になりました。

(2) 所 得 割

所得割の税率は、地域による偏りを減らすことや、受益と負担の関係が明確になることから、所得に左右されない一律の税率となっています。

税率 課税標準額にかかわらず

市民税	6%
県民税	4%

課税標準額×税率＝所得割額

(3) 森林環境税(国税)

均等割とあわせて負担いただく国税で、定額です。

森林の整備およびその促進に関する施策の財源に充てるために創設され、令和 6 年度から、国内に住所を有する個人に対して課税されます。税収は森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与される仕組みとなっています。

	令和 5 年度まで	令和 6 年度から
国税	—	1,000 円

(4) 所得金額

所得とは、その年の1月1日から12月31日までの1年間の収入金額から必要経費を差し引いたもので、所得割の税額計算の基礎となる金額です。この種類は所得税と同様に次の10種類です。

なお、市民税は前年中の所得を基準に計算されます。

例) 令和8年度の市民税 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得金額

○所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類		所得金額の計算方法
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子等	収入金額＝利子所得の金額
配当所得	株式や出資の配当、証券投資信託の分配金など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
不動産所得	家賃、地代、権利金など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
事業所得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
給与所得	給料、賃金、賞与など	収入金額－給与所得控除額＝給与所得の金額
退職所得	退職金、一時恩給など	$(収入金額－退職所得控除額) \times 1/2$ ＝退職所得の金額
山林所得	立木（山林）を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円) ＝山林所得の金額
譲渡所得	土地などの財産を売った場合に生じる所得	収入金額－譲渡資産の取得費－譲渡費用－特別控除額 ＝譲渡所得の金額
一時所得	生命保険等の満期返戻金、クイズの賞金、競馬の払戻金など	収入金額－必要経費－特別控除額(最高50万円) ＝一時所得の金額
雑所得	公的年金等、原稿料（著述家以外）など他の所得にあてはまらない所得	① 公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 ② ①を除く収入金額－必要経費 ①＋②＝雑所得の金額

Q&A

非課税所得とは

以下は、主な非課税所得です。課税の対象とはなりません。

- 1 遺族年金、恩給、障害年金など
- 2 給与所得者に支給される一定の出張旅費、限度額内の通勤手当
- 3 病気療養中に、健康保険組合から支給を受けた傷病手当金
- 4 育児休業中に、地方公務員等共済組合から支給を受けた育児休業手当金
- 5 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- 6 雇用保険の失業給付
- 7 障害者等の少額貯金及び少額公債（各々元本350万円以下）の利子

(5) 必要経費

商店経営の場合には、商品の仕入代金、事業用資産の減価償却費、従業員の給料などが収入を得るための経費となり、これを必要経費といいます。

また、家族的企業の場合、そこで働く家族などに対して支払う給与相当額が必要経費として認められ、所得税で青色申告をした方については支払った金額（青色事業専従者給与額）が収入金額から控除され、青色申告以外の方については「事業所得の金額 ÷（事業専従者の数 + 1）」（配偶者である事業専従者は 860,000 円限度・配偶者以外の事業専従者は 500,000 円限度）が収入金額から控除されます。

なお、給与・公的年金所得者については、必要経費にかわるものとして、収入金額に応じて、下記の算出表により控除額が定められています。

① 給与所得

給与所得者については、必要経費にかわるものとして給与所得控除額を収入金額から差し引きます。

給与所得の算出方法は下表のとおりです。（令和 8 年度以降）

給与収入金額の合計額	給与所得金額
651,000 円未満の場合	0 円
651,000 円以上 1,900,000 円未満	給与収入金額 - 650,000 円
1,900,000 円以上 3,600,000 円未満	給与収入金額 ÷ 4（千円未満切捨て）× 2.8 - 80,000 円
3,600,000 円以上 6,600,000 円未満	給与収入金額 ÷ 4（千円未満切捨て）× 3.2 - 440,000 円
6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	給与収入金額 × 0.9 - 1,100,000 円
8,500,000 円以上	給与収入金額 - 1,950,000 円

※所得金額調整控除(令和 3 年度以降)

下記の要件に該当する場合、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

	対 象 者	要 件	控 除 額
ア	給与等の収入金額が 850 万円を超える方	次のいずれかに該当 ・本人が特別障害者 ・23 歳未満の扶養親族を有する ・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する	(給与等の収入金額※ - 850 万円) ×10% ※給与等の収入金額が 1,000 万円超の場合は、1,000 万円で計算する
イ	給与所得控除後の金額 (A) および公的年金等にかかる雑所得の金額 (B) がある方	A と B の合計額が 10 万円を超える	(A + B) - 10 万円 ※最大 10 万円を給与所得から控除 ※①の控除がある場合は、①の控除後の金額から控除

② 公的年金等にかかる雑所得

公的年金等（障がい年金や遺族年金は除く）にかかる雑所得については、収入金額から公的年金等控除額を差し引きます。公的年金等にかかる雑所得金額以外の所得の合計金額と、申告する年分の12月31日時点の年齢に応じて下表のとおり計算します。

●65歳未満

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額		
	公的年金等に係る雑所得金額以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
1,300,000円未満	収入金額 － 600,000円	収入金額 － 500,000円	収入金額 － 400,000円
1,300,000円以上 4,100,000円未満	収入金額 × 0.75 － 275,000円	収入金額 × 0.75 － 175,000円	収入金額 × 0.75 － 75,000円
4,100,000円以上 7,700,000円未満	収入金額 × 0.85 － 685,000円	収入金額 × 0.85 － 585,000円	収入金額 × 0.85 － 485,000円
7,700,000円以上 10,000,000円未満	収入金額 × 0.95 － 1,455,000円	収入金額 × 0.95 － 1,355,000円	収入金額 × 0.95 － 1,255,000円
10,000,000円以上	収入金額 － 1,955,000円	収入金額 － 1,855,000円	収入金額 － 1,755,000円

●65歳以上

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得金額		
	公的年金等に係る雑所得金額以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
3,300,000円未満	収入金額 － 1,100,000円	収入金額 － 1,000,000円	収入金額 － 900,000
3,300,000円以上 4,100,000円未満	収入金額 × 0.75 － 275,000円	収入金額 × 0.75 － 175,000円	収入金額 × 0.75 － 75,000円
4,100,000円以上 7,700,000円未満	収入金額 × 0.85 － 685,000円	収入金額 × 0.85 － 585,000円	収入金額 × 0.85 － 485,000円
7,700,000円以上 10,000,000円未満	収入金額 × 0.95 － 1,455,000円	収入金額 × 0.95 － 1,355,000円	収入金額 × 0.95 － 1,255,000円
10,000,000円以上	収入金額 － 1,955,000円	収入金額 － 1,855,000円	収入金額 － 1,755,000円

(6) 所得控除

所得控除は、その納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかの個人的な事情を考慮してその能力、実情に応じた負担を求めるために所得金額から差し引くことになっています。

種 類	要 件	控 除 額																				
雑 損 控 除	前年中に災害などにより資産について損失を受けたもの	損害金額－保険金などで補てんされる金額＝A ①Aの金額－（総所得金額等の合計額×10%） ②Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円 ①と②のうちいずれか多い方の金額																				
医療費控除	前年中、本人や本人と生計を一にする親族のために医療費を支払った場合	（支払った医療費－保険金等で補てんされる金額）－（総所得金額等の合計額の5%もしくは、10万円のいずれか少ない額）（200万円限度）																				
医療費控除の特例	健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う方が、前年中、本人や本人と生計を一にする親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合 ※本特例は、平成29年1月1日から令和8年12月31日までの間に上記購入費を支払った場合に適用となります。 また、医療費控除との選択適用となります。	（支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等で補てんされる金額）－12,000円（88,000円限度）																				
社会保険料控除	前年中、本人や本人と生計を一にする親族のために社会保険料（国民健康保険、国民年金、介護保険料など）を支払った場合	支払った金額																				
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度、心身障害者扶養共済制度及び確定拠出年金制度にもとづき掛金を支払った場合	支払った金額																				
生命保険料控除	○ 平24年1月1日以降に締結した生命保険契約(新制度) 支払った生命保険料に、一般の生命保険料と介護医療保険料、個人年金保険料とがある場合、それぞれの控除額を次の算式で計算し、合計します。なお、上限は70,000円になります。 <table><tr><td>支払金額</td><td>控除金額</td></tr><tr><td>12,000円以下</td><td>全額</td></tr><tr><td>12,000円超～32,000円以下</td><td>支払金額の1/2+6,000円</td></tr><tr><td>32,000円超～56,000円以下</td><td>支払金額の1/4+14,000円</td></tr><tr><td>56,000円超</td><td>28,000円</td></tr></table> ○ 平成23年12月31日以前に締結した生命保険契約(旧制度) 支払った生命保険料に、一般の生命保険料と個人年金保険料とがある場合、それぞれの控除額を次の算式で計算し、合計します。なお、上限は70,000円になります。 <table><tr><td>支払金額</td><td>控除金額</td></tr><tr><td>15,000円以下</td><td>全額</td></tr><tr><td>15,000円超～40,000円以下</td><td>支払金額の1/2+7,500円</td></tr><tr><td>40,000円超～70,000円以下</td><td>支払金額の1/4+17,500円</td></tr><tr><td>70,000円超</td><td>35,000円</td></tr></table> ○ 新制度と旧制度の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額は、新制度の控除限度額が適用されます。ただし、新制度と旧制度の双方の支払いがある場合で、旧制度のみで計算した控除額の方が有利な場合は、旧制度のみを選択できます。		支払金額	控除金額	12,000円以下	全額	12,000円超～32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円	32,000円超～56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円	56,000円超	28,000円	支払金額	控除金額	15,000円以下	全額	15,000円超～40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円	40,000円超～70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円	70,000円超	35,000円
支払金額	控除金額																					
12,000円以下	全額																					
12,000円超～32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円																					
32,000円超～56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円																					
56,000円超	28,000円																					
支払金額	控除金額																					
15,000円以下	全額																					
15,000円超～40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円																					
40,000円超～70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円																					
70,000円超	35,000円																					

種 類	要 件	控 除 額
地震保険料控除	○ 地震保険のみ	
	支払った保険料	控 除 額
	支払保険料の 1/2 (25,000 円限度)	
	○ 長期損害保険のみ	
	支払った保険料	控 除 額
	5,000 円以下	全 額
	5,000 円超～15,000 円以下	支払保険料×1/2+2,500 円
	15,000 円超	一律 10,000 円 (限度額)
	※長期損害保険は平成 18 年 12 月 31 日までに契約したもののみ対象となります。	
○ 地震保険と長期損害保険の両方がある場合は、それぞれに計算した合計額 (25,000 円限度) ※一つの保険契約で、地震保険、長期損害保険の両方の契約に該当する場合、選択により いずれか一つの契約のみ控除対象にできます。		
障 害 者 控 除	本人またはその扶養親族が障害者である場合	・ 普通傷害者 26 万円 ・ 特別障害者 30 万円 ・ 同居特別障害者 53 万円
寡 婦 控 除	本人が次のいずれかに該当し、ひとり親に該当しない場合 ① 夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち次の要件を満たす方 ア 扶養親族を有すること イ 合計所得金額が 500 万円以下であること ウ 事実婚状態にないこと ② 夫と死別した後婚姻をしていない方や、夫の生死が明らかでない方のうち次の要件を満たす方 ア 合計所得金額が 500 万円以下であること イ 事実婚状態にないこと	26 万円
ひ と り 親 控 除	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死が明らかでない方のうち、次の要件を満たす方 ① 生計を一にする子 (総所得金額等が 58 万円以下で、他の方の同一生計配偶者もしくは扶養親族とされていない子に限る) を有すること。 ② 合計所得金額が 500 万円以下であること 事実婚状態にないこと	30 万円
勤 労 学 生 控 除	前年中、自己の勤労にもとづく給与所得があり、合計所得金額が 85 万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得金額が 10 万円以下の場合	26 万円

種 類	要 件	控 除 額			
配 偶 者 控 除	本人の合計所得金額が 1,000 万円以下で、かつ生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が 58 万円以下の場合（青色事業専従者として給与の支払いを受ける者及び白色事業専従者を除く）	納税者本人の 合計所得税額	配偶者控除額		
			一般の控除対象配偶者	老人の控除対象配偶者	
		900 万円以下	33 万円	38 万円	
		900 万円超 950 万円以下	22 万円	26 万円	
		950 万円超 1,000 万円以下	11 万円	13 万円	
		1,000 万円超	0 円	0 円	
		老人：70 歳以上（昭和 31 年 1 月 1 日以前生）の方			
配偶者特別控除	本人の合計所得金額が 1,000 万円以下で、かつ生計を一にする配偶者を有する場合に、その配偶者の合計所得金額に応じて控除額が調整され所得から控除される（青色事業専従者として給与の支払いを受ける者及び白色事業専従者を除く）	配偶者の 合計所得金額	納税者本人の合計所得額		
			900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
			配偶者特別控除額		
		58 万円超 95 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
		95 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
		100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
		105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
		110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
		115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
		120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
		125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
		130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
		133 万円超	0 円	0 円	0 円

種 類	要 件	控 除 額																		
扶 養 控 除	生計を一にする親族で、前年中の合計所得金額が 58 万円以下の場合	<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>控除額</th></tr><tr><td colspan="2">一般の扶養親族</td><td>33 万円</td></tr><tr><td colspan="2">特定扶養親族</td><td>45 万円</td></tr><tr><td>老人扶養親族</td><td>同居老親等以外</td><td>38 万円</td></tr><tr><td></td><td>同居老親等</td><td>45 万円</td></tr></table> 一般：16 歳から 19 歳未満、23 歳から 70 歳未満 （平成 19 年 1 月 2 日から平成 22 年 1 月 1 日以前生）の方 （昭和 31 年 1 月 2 日から平成 15 年 1 月 1 日以前生）の方 特定：19 歳から 23 歳未満 （平成 15 年 1 月 2 日から平成 19 年 1 月 1 日以前生）の方 老人：70 歳以上（昭和 31 年 1 月 1 日以前生）の方 同居老親等：本人又は配偶者の直系尊属で、本人又は配偶者のいずれかと同居している方	区 分		控除額	一般の扶養親族		33 万円	特定扶養親族		45 万円	老人扶養親族	同居老親等以外	38 万円		同居老親等	45 万円			
区 分		控除額																		
一般の扶養親族		33 万円																		
特定扶養親族		45 万円																		
老人扶養親族	同居老親等以外	38 万円																		
	同居老親等	45 万円																		
特定親族特別控除	年齢 19 歳以上 23 歳未満の生計を一にする親族を有する場合に、その親族の合計所得金額に応じて控除額が調整され所得から控除される。（配偶者と青色事業専従者として給与の支払いを受ける者及び白色事業専従者を除く）	<table><tr><th>特定親族の合計所得金額</th><th>特定親族特別控除額</th></tr><tr><td>58 万円超 95 万円以下</td><td>45 万円</td></tr><tr><td>95 万円超 100 万円以下</td><td>41 万円</td></tr><tr><td>100 万円超 105 万円以下</td><td>31 万円</td></tr><tr><td>105 万円超 110 万円以下</td><td>21 万円</td></tr><tr><td>110 万円超 115 万円以下</td><td>11 万円</td></tr><tr><td>115 万円超 120 万円以下</td><td>6 万円</td></tr><tr><td>120 万円超 123 万円以下</td><td>3 万円</td></tr><tr><td>123 万円超</td><td>0 円</td></tr></table>	特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額	58 万円超 95 万円以下	45 万円	95 万円超 100 万円以下	41 万円	100 万円超 105 万円以下	31 万円	105 万円超 110 万円以下	21 万円	110 万円超 115 万円以下	11 万円	115 万円超 120 万円以下	6 万円	120 万円超 123 万円以下	3 万円	123 万円超	0 円
特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額																			
58 万円超 95 万円以下	45 万円																			
95 万円超 100 万円以下	41 万円																			
100 万円超 105 万円以下	31 万円																			
105 万円超 110 万円以下	21 万円																			
110 万円超 115 万円以下	11 万円																			
115 万円超 120 万円以下	6 万円																			
120 万円超 123 万円以下	3 万円																			
123 万円超	0 円																			
基 礎 控 除	前年度の合計所得金額が 2, 500 万円以下の場合（なお、2, 400～2, 500 万円は遡減される）	<table><tr><td>本人の合計所得金額が 2, 400 万円以下</td><td>43 万円</td></tr><tr><td>本人の合計所得金額が 2, 400 万円超 2, 450 万円以下</td><td>29 万円</td></tr><tr><td>本人の合計所得金額が 2, 450 万円超 2, 500 万円以下</td><td>15 万円</td></tr><tr><td>本人の合計所得金額が 2, 500 万円超</td><td>適用なし</td></tr></table>	本人の合計所得金額が 2, 400 万円以下	43 万円	本人の合計所得金額が 2, 400 万円超 2, 450 万円以下	29 万円	本人の合計所得金額が 2, 450 万円超 2, 500 万円以下	15 万円	本人の合計所得金額が 2, 500 万円超	適用なし										
本人の合計所得金額が 2, 400 万円以下	43 万円																			
本人の合計所得金額が 2, 400 万円超 2, 450 万円以下	29 万円																			
本人の合計所得金額が 2, 450 万円超 2, 500 万円以下	15 万円																			
本人の合計所得金額が 2, 500 万円超	適用なし																			

(7) 税額控除

算出された所得割額から控除されます。

● 調整控除

所得税と市・県民税の人的控除の差により生じる負担増を調整するため控除するものです。

種 類	要件及び控除額	
調整控除	合計課税所得金額が 200 万円以下の方	次の①と②のいずれかの小さい額の 5%に相当する金額 ①該当する所得（人的）控除の差額（下表）の合計 ②合計課税所得金額
	合計課税所得金額が 200 万円超の方	次の③から④を差し引いた金額（5 万円未満の場合は 5 万円）の 5%に相当する金額 ③該当する所得（人的）控除の差額（下表）の合計 ④合計課税所得金額から 200 万円を差し引いた金額

- ・ 5%の内訳：市民税 3%、県民税 2%
- ・ 合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税山林所得金額などを合わせた額をいい、分離課税の金額は含みません。
- ・ 課税総所得金額とは、給与・雑（年金等）・事業・総合譲渡などの所得金額を合わせた額から、社会保険料控除・配偶者控除などの所得控除を差し引いた額をいいます。

● 所得（人的）控除の差額

			納税者本人の 合計所得金額		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
控除の種類		金 額	控除の種類		金 額		
基 礎 控 除		5 万円	配 偶 者 控 除	一般	5 万円	4 万円	2 万円
障害者 控 除	普通	1 万円		老人	10 万円	6 万円	3 万円
	特別	10 万円	特配 別 偶 控 除 者	48 万円超 50 万円未満	5 万円	4 万円	2 万円
	同居特別	22 万円		50 万円以上 55 万円未満	3 万円	2 万円	1 万円
寡婦・ひとり親（父）控除		1 万円					
ひとり親（母）控除		5 万円					
勤労学生控除		1 万円	扶養控除	一般	5 万円	老人	10 万円
				特定	18 万円	同居老親等	13 万円

● 配当控除・外国税額控除

二重課税を調整するため控除するものです。

種 類		課税所得金額		1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分	
				市 民 税	県 民 税	市 民 税	県 民 税
利益の配当等				1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外			0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
外国税額控除		外国で得た所得について、その国の所得税並びに住民税に相当する税が課された場合、一定の方法で外国税額が控除されます。					

● 住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合、住宅借入金等特別控除額のうち、所得税から控除しきれなかった分については翌年度の市・県民税の所得割から控除されます。

対 象 者 平成 21 年～令和 12 年までに新築、建売、中古等の住宅に入居した方又は居住している住宅の増改築をした方のうち、所得税の住宅借入金等特別控除を受け、所得税から控除しきれない住宅借入金等特別控除額がある方。

計算方法 ア 所得税の住宅借入金等特別控除限度額のうち所得税で控除しきれなかった額
 イ 所得税の課税総所得金額等 + (所得税の基礎控除額 - 48 万円) × 5% (上限 97,500 円)
 ※アとイのいずれか少ない額
 (ただし、居住開始が平成 26 年 4 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までであって、特定取得または特別特定取得(特例取得・特別特例取得・特例特別特例取得を含む)に該当する場合には、上記「5%」を「7%」と、「97,500 円」を「136,500 円」として計算した金額)

手続方法 給与の年末調整又は確定申告で所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けており、居住を開始した年月日などが正しく記載されていれば、市・県民税からの控除のための手続きは不要です。

※次の場合等、一定の要件の場合は、所得税の住宅ローン控除のみが適用され、市・県民税からの控除はありません。

- バリアフリー改修工事を行い、所得税の特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けている方
- 省エネ改修工事を行い、所得税の特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けている方
- 特定多世帯同居改修工事を行い、所得税の特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けている方

※住宅借入金等特別控除の適用を受けていた個人のその居住の用に供していた家屋が東日本大震災により被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった場合、残りの適用期間について引き続き住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

● 寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金（総所得金額等の合計額の 30%を上限）を支出し、合計額が 2 千円を超える場合には、その超える金額の市民税は 6%、県民税は 4%に相当する金額を税額控除します。

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 福島県共同募金会又は日本赤十字社の福島県支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として福島県又は福島市の条例で定めるもの
- 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として福島県又は福島市の条例で定めるもの

ただし、1 の寄附金が 2 千円を超える場合は、その超える金額に、下表の割合を乗じて得た額の市民税は 5 分の 3、県民税は 5 分の 2 に相当する額を特例控除額として加算します。（※特例控除額が、所得割の 20%に相当する金額を超えるときは、その 20%に相当する金額が上限額になります。）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割 合
0 円以上 195 万円以下	84.895%
195 万円を超え 330 万円以下	79.79%
330 万円を超え 695 万円以下	69.58%
695 万円を超え 900 万円以下	66.517%
900 万円を超え 1,800 万円以下	56.307%
1,800 万円を超え 4,000 万円以下	49.16%
4,000 万円を超え	44.055%
0 円未満 （課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0 円未満 （課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に 定める割合

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」について

確定申告が不要な給与所得者等が、都道府県・市町村（令和元年 6 月以降は総務大臣の指定団体が対象）に対し寄附（ふるさと納税）をした場合、寄附先の自治体に申請をすることで確定申告等をしなくても税の控除が受けられる制度です。

ワンストップ特例制度の適用を受ける場合、市県民税の控除額（基本控除額＋特例控除額）に所得税における控除額相当分（申告特例控除額）を加算し、市県民税から税額控除されます。

4 分離課税とは

市民税は、各種の所得を合算して課税されます（これを総合課税という）が、退職所得、土地や建物等の譲渡所得、山林所得はそれぞれ特例があり他の所得と切り離し課税されます（これを分離課税という）。

（１）退職所得の税額計算

住民税（市民税と県民税の合計額）は、前年中の所得に対して、その翌年に課税するいわゆる前年課税主義をとっていますが、退職所得についてはその特例として他の所得と分離して所得の発生した年に課税する現年分離課税方式をとっています。すなわち、退職金の支払者（会社）が退職金を支払う際に他の所得と分離して税金を計算し、支払額からその税金を差し引いて、これを市に納めることになっています。

● 退職所得控除額

勤続年数 (1年未満の端数は切り上げます。)	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数（80万円に満たない場合は80万円）
20年を超える場合	800万円+70万円×（勤続年数－20年）

※在職中に障がい者に該当することになって退職した場合は、勤続年数に関係なく上記で算出した控除額に100万円を加算した額が控除されます。

計算方法

① 原則

$(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \times \text{税率 } 10\%$ （市民税 6%、県民税 4%）

② 特定役員等（勤続年数が5年以下の役員等）の場合

$(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times \text{税率 } 10\%$ （市民税 6%、県民税 4%）

③ 短期退職手当（勤続年数5年以下の一般職員）の場合

※令和4年1月1日以降に支払われる退職金に適用されます。

ア（退職金－退職所得控除額）＜300万円の場合は「① 原則」により計算します。

イ（退職金－退職所得控除額）≥300万円の場合

$\{300\text{万円} \times 1/2 + (\text{退職金} - \text{退職所得控除額} - 300\text{万円})\} \times \text{税率 } 10\%$ （市民税 6%、県民税 4%）

計算例

◎ Aさんの場合

勤続 35 年 2 ヶ月 → 36 年 退職金 2,000 万円

1 退職所得控除額

$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (36\text{年} - 20\text{年}) = 1,920\text{万円}$

2 退職所得

$(2,000\text{万円} - 1,920\text{万円}) \times 1/2 = 40\text{万円}$

3 所得割額

・市民税 $\{40\text{万円} \times 6\% (\text{税率})\} = 24,000\text{円}$

・県民税 $\{40\text{万円} \times 4\% (\text{税率})\} = 16,000\text{円}$

4 退職金から差し引かれる住民税

$24,000\text{円} + 16,000\text{円} = 40,000\text{円}$

(2) 土地・建物等の譲渡所得の税額計算

① 長期譲渡所得と短期譲渡所得

- ・長期譲渡所得・・・所有期間が、譲渡した年の1月1日で5年を超える土地や建物を譲渡した場合
例：令和元年12月31日以前に取得した土地や建物を令和7年中に譲渡した場合
- ・短期譲渡所得・・・所有期間が、譲渡した年の1月1日で5年以下の土地や建物を譲渡した場合
例：令和2年1月1日以後に取得した土地や建物を令和7年中に譲渡した場合

② 特別控除

土地・建物などの譲渡があった場合は、一定の条件のもとに次の表の特別控除額が、それぞれの譲渡所得から差し引かれる特例があります。なお、扶養控除の可否判定や均等割課税の対象額は、特別控除を行う前の額で判定します。

特例が受けられる譲渡	特別控除額
ア 公共事業などのために、土地・建物を譲渡した場合	5,000万円
イ 自己の居住用財産を譲渡した場合	3,000万円
ウ 特定土地区画整理事業などのために土地を譲渡した場合	2,000万円
エ 特定住宅地造成事業などのために土地を譲渡した場合	1,500万円
オ 平成21年及び平成22年に取得した国内にある土地を譲渡した場合	1,000万円
カ 農地保有の合理化などのために土地を譲渡した場合	800万円
キ 低未利用土地等を譲渡した場合	100万円

(注1) 上記の特別控除が重複する場合も控除額の最高限度は5,000万円までです。

(注2) ア～キの特別控除は短期譲渡所得でも適用されますが、特別控除を受けられる譲渡所得に、短期譲渡所得と長期譲渡所得の両方がある場合には、まず短期譲渡所得の方から控除し、次に長期譲渡所得から控除します。

③ 税額の計算

〔長期譲渡所得〕

課税長期譲渡所得 税率		市民税	県民税	所得税(※1)
特例の種類				
土地・建物などの一般の譲渡		3%	2%	15%
優良住宅の造成等のため の土地等の譲渡(※2)	2,000万円を超える部分	3%	2%	15%
	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%	10%
居住用財産の譲渡	6,000万円を超える部分	3%	2%	15%
	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%	10%

〔短期譲渡所得〕

課税短期譲渡所得 税率 特例の種類	市民税	県民税	所得税(※1)
一般の土地・建物等の譲渡	5.4%	3.6%	30%
国や地方公共団体等への土地・ 建物等の譲渡	3%	2%	15%

(※1) 2013 年から 2037 年分については上記所得税とともに所得税額の 2.1%の復興特別所得税を加算

(※2) 特別控除適用の場合は、本税率の適用不可

ア 一般の場合の譲渡所得の税金

通常の場合の譲渡所得の金額は、次のように計算します。

(収入金額)

(必要経費)

譲渡価格－（取得費＋譲渡費用）＝長期（短期）譲渡所得

【長期譲渡所得の税額】

(ア) 長期譲渡所得＝課税長期譲渡所得

(イ) 税金は、次の算式によって計算した金額

課税長期譲渡所得金額	× 税率	市民税 3% 県民税 2% (所得税 15%)	＝税額
------------	------	-------------------------------	-----

【短期譲渡所得の税額】

(ア) 短期譲渡所得＝課税短期譲渡所得

(イ) 税金は、次の算式で計算した金額

課税短期譲渡所得金額	× 税率	市民税 5.4% 県民税 3.6% (所得税 30%)	＝税額
------------	------	-----------------------------------	-----

イ 居住用の家屋と敷地を譲渡した場合

令和 7 年中に、自身が居住している家屋（2 以上有するときは、これらのうちの 1 家屋）やその敷地を譲渡した場合、その譲渡所得から最高 3,000 万円の特別控除額が差し引かれます。

ウ 所有期間が10年超の居住用財産を譲渡した場合

所有していた期間が譲渡した年の1月1日現在で10年を超える自己の居住用財産（居住用家屋やその敷地）を譲渡した場合は、居住用家屋とその敷地を譲渡した際の3,000万円の特別控除額を差し引いた後の譲渡所得について、軽減税率を適用することができます。

【税額の計算方法】

$$\begin{array}{c} \text{(収入金額)} \\ \text{譲渡価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{(必要経費)} \\ \text{(取得費 + 譲渡費用)} \end{array} - \text{特別控除額} = \text{課税長期譲渡所得}$$

(ア) 課税長期譲渡所得が6,000万円以下のとき

課税長期 譲渡所得金額	×	税率	<table border="1"><tr><td>市民税</td><td>2.4%</td></tr><tr><td>県民税</td><td>1.6%</td></tr><tr><td>(所得税)</td><td>10%</td></tr></table>	市民税	2.4%	県民税	1.6%	(所得税)	10%	= 税額
市民税	2.4%									
県民税	1.6%									
(所得税)	10%									

(イ) 課税長期譲渡所得が6,000万円を超えるとき

<table border="1"><tr><td>課税長期 譲渡所得金額</td></tr></table> - 6,000万円	課税長期 譲渡所得金額	×	税率	<table border="1"><tr><td>市民税</td><td>3%</td></tr><tr><td>県民税</td><td>2%</td></tr><tr><td>(所得税)</td><td>15%</td></tr></table>	市民税	3%	県民税	2%	(所得税)	15%	+	<table border="1"><tr><td>市民税</td><td>144万円</td></tr><tr><td>県民税</td><td>96万円</td></tr><tr><td>(所得税)</td><td>600万円</td></tr></table>	市民税	144万円	県民税	96万円	(所得税)	600万円	= 税率
課税長期 譲渡所得金額																			
市民税	3%																		
県民税	2%																		
(所得税)	15%																		
市民税	144万円																		
県民税	96万円																		
(所得税)	600万円																		

Q&A

取得費とは

資産の購入代金や購入手数料などのほか、資産の設備に要した費用、資産を取得した後に加えた改良の費用（通常の修繕費は含まれません）の合計額（消費税を含みます）です。

しかし、建物の取得費は、この合計額から一定の方法で計算した「償却費相当額」を差し引いて計算します。

〔概算取得費の特例〕

このようにして算出した取得費が、その譲渡価額の5%より少ない場合には、その譲渡価額の5%相当額をその取得費とする簡便法があります。

譲渡費用とは

仲介手数料、測量費など資産を譲渡するために支出した費用（消費税を含みます）ですが、次の支出も譲渡費用として取り扱います。

- 1 貸家の譲渡に際して借家人に支払った立退料
- 2 土地の譲渡に際してその土地の上にある建物を取り壊した際の取壊し費用や、その取壊しにより生じた建物の損失の金額

しかし、修繕費や固定資産税のような資産の維持、管理に要した費用は譲渡費用になりません。

エ 居住用の家屋や敷地を買い換えた場合

所有期間が譲渡した年の1月1日現在で10年を超える自己の居住用財産（居住用家屋とその敷地）で一定の要件に該当するものを譲渡し、譲渡した年の前年から翌年までの3年の間に代わりの居住用財産を取得し、かつ、一定の期間内にそこに居住する場合には、課税される譲渡所得の計算についての特例があります。

この特例は、譲渡した居住用財産の譲渡代金買い換えた居住用財産の取得代金よりも多い場合にのみ、の差額について税金がかかります。

【税額の計算方法】

(ア) 譲渡価額－取得した居住用財産（買換資産）の取得価額＝収入金額

$$(イ) \left(\frac{\text{譲渡資産の取得費} + \text{譲渡費用}}{\text{譲渡価額}} \right) \times \text{収入金額} = \text{必要経費}$$

(ウ) 収入金額－必要経費＝課税長期譲渡所得

(エ) 課税長期譲渡所得×税率＝税額

オ 収用などをされた場合

土地収用法などによって、公共事業のために土地や建物が収用され、補償金などを受け取った場合には、下記（ア）または（イ）のいずれかの特例を適用できます。

（ア）5,000万円の特別控除の特例

（イ）代替資産を取得した場合の課税の特例

カ 平成21、22年中に取得した土地で所有期間が5年超のものを譲渡した場合

平成21年及び平成22年中に取得した土地が5年を超えて所有したうえで譲渡した場合には、その譲渡所得から1,000万円を控除します。（平成27年以降の譲渡が適用対象）

5 申告と納税の方法

(1) 申告について

その年の1月1日に福島市に住所がある方は、前年中の所得等を3月15日までに申告する必要があります。

ただし、次に該当する方は申告の義務が免除されます。

- ① 所得税（国税）の確定申告書を提出した方
- ② 勤務先からの給与支払報告書、又は公的年金等支払報告書が提出されている方で他に所得のなかった方

申告書の提出期限は3月15日です

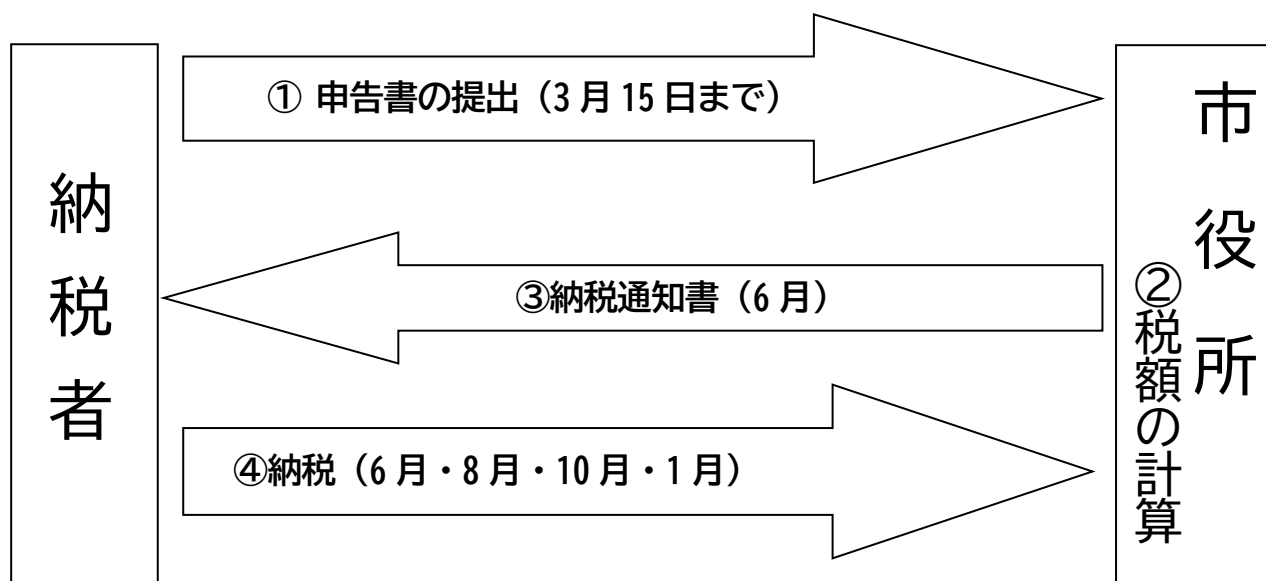
(2) 普通徴収（事業所得者等）

普通徴収とは、給与所得者以外の事業所得者等の申告にもとづき計算された市民税と県民税を、市役所から送付する納税通知書により、納税者本人に納めていただく方法です。

納期は年4回（6月、8月、10月、翌年1月）となります。

※各納期の末日が土曜日又は日曜日の場合は、次の月曜日が納期限となります。

しくみ



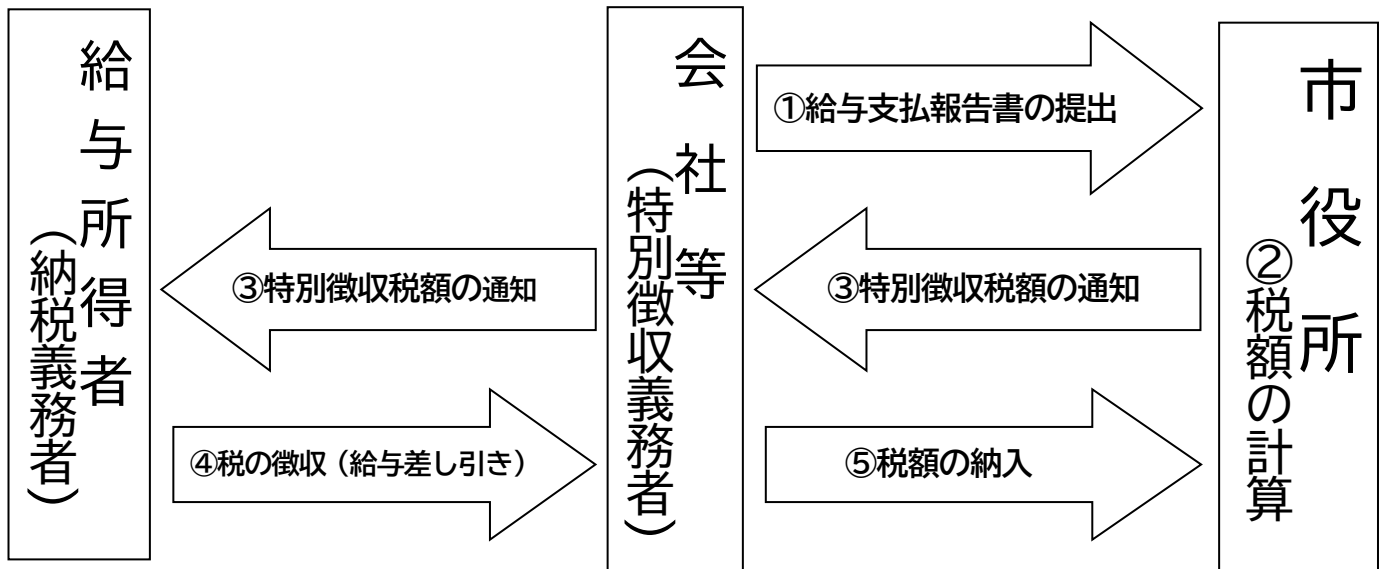
● 公的年金受給者の方は以下のとおりとなります。

- ① 4月1日現在、65歳未満の方で公的年金所得のみの方については、満65歳になり公的年金からの特別徴収が始まるまでは、普通徴収となります。
- ② 4月1日現在、65歳以上の方で公的年金とその他の所得（事業所得、不動産所得など）がある方は、後記（4）公的年金からの特別徴収及び普通徴収、それぞれの方法で納めていただくことがあります。

(3) 給与所得等に係る特別徴収

給与所得等に係る特別徴収とは、給与支払者（会社等）が所得税の源泉徴収と同じように、給与所得者（納税義務者）に代わり、毎月支払う給与（6月から翌年5月）から住民税（市・県民税）を差し引いて納める方法をいいます。

しくみ



● 年途中で退職した場合の徴収

給与所得者が退職し、給与の支払いを受けなくなったときは、次の場合を除き、未徴収税額を普通徴収の方法によって納めていただきます。

- ① 再就職先で引き続き特別徴収されることを申し出た場合
- ② その年の12月31日までの間に退職した方で、未徴収税額を退職金や給与から一括して特別徴収されることを申し出た場合
- ③ 翌年1月1日以後4月30日までの間に退職した場合（本人の申し出がなくとも未徴収税額が一括して徴収されます。）

● 給与以外の所得がある場合の徴収

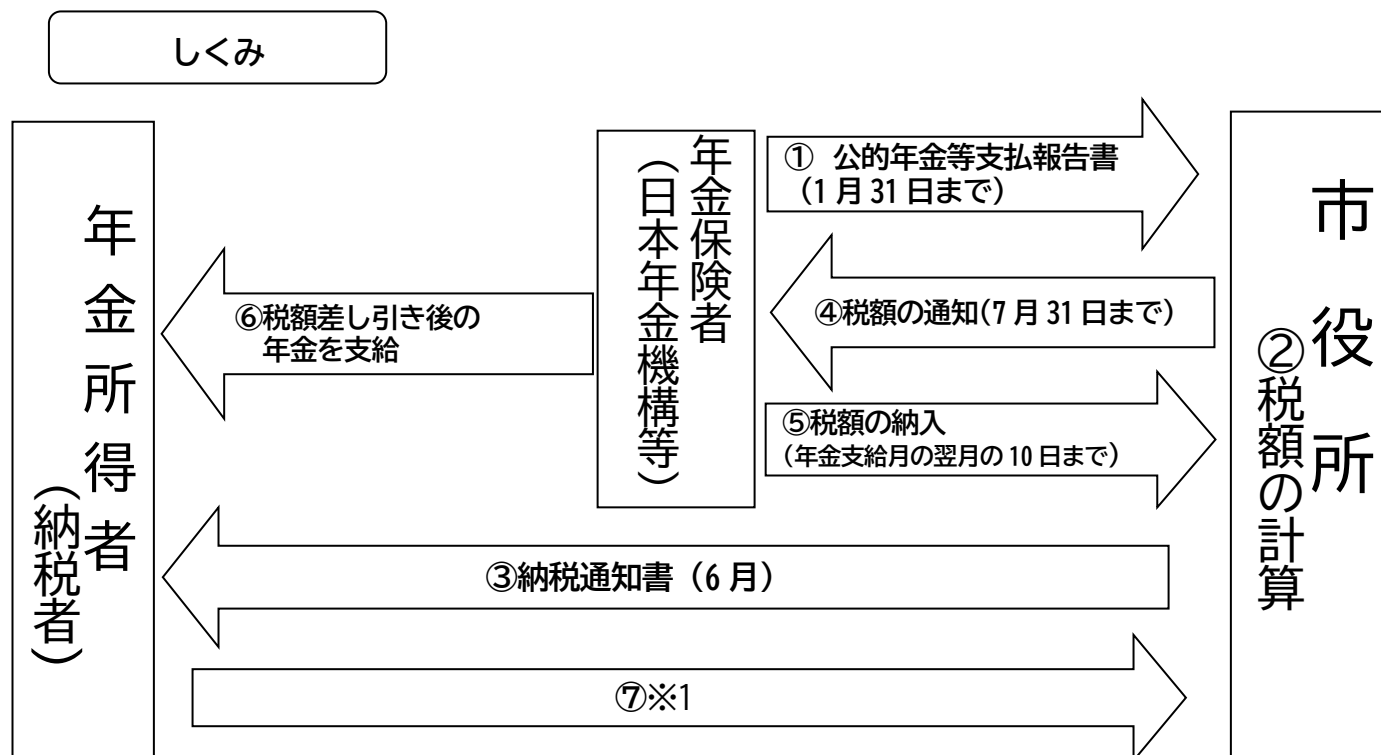
該当所得の税額について、前記(2) 普通徴収による方法での納付を希望される場合は、確定申告の際にその旨の記載または、市役所への申し出が必要となります。

なお、65歳以上の方で、公的年金所得がある場合は、公的年金所得にかかる税額については、原則として後記(4) 公的年金からの特別徴収となります。

(4) 公的年金からの特別徴収（年金所得者）

公的年金からの特別徴収とは、4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で前年中の年金所得に係る市・県民税の納税義務のある方について、年金所得に係る市民税と県民税の額を、年金保険者（日本年金機構など）が年6回（年金支給月）に分けて公的年金から差し引き、市へ直接納入する方法をいいます。

※公的年金からの特別徴収開始年度は、年金所得に係る市民税と県民税の半額を普通徴収の方法によって納めていただきます。



※1 年の中で年金所得に係る市民税と県民税の額が変更になった場合や福島市から他市町村へ転出された場合などは、公的年金からの特別徴収が中止となり、普通徴収の方法によって納めていただくことがあります。

★ 市・県民税と所得税の違い

	市・県民税	所得税
課 税 の 時 期	前年中の所得に対して翌年度に課税	その年の所得に対して課税
均 等 割	均等割あり 市民税 3,000 円 県民税 2,000 円（うちふくしま森林（もり）づくり県民税 1,000 円）	均等割なし
税 率	・ 市民税 6% ・ 県民税 4%	5%、10%、20%、23%、33%、40%、45%の7段階（平成27年分より） ※平成25年から令和19年まで復興特別所得税（2.1%）が加算
所 得 控 除	基礎控除 最高 43 万円 配偶者控除 最高 33 万円 配偶者特別控除 最高 33 万円 一般の扶養控除 33 万円 特定の扶養控除 45 万円 特定親族特別控除 最高 45 万円 など	基礎控除 最高 95 万円 配偶者控除 最高 38 万円 配偶者特別控除 最高 38 万円 一般の扶養控除 38 万円 特定の扶養控除 63 万円 特定親族特別控除 最高 63 万円 など
税 額 控 除	配当控除の控除率が異なります	
納 税 方 法 等 （給与所得者の場合）	毎年6月から翌年5月まで12回に分けて給料から徴収します（特別徴収）	毎年1月から12月の給料の額に応じ徴収し、ボーナスからも徴収します（源泉徴収） 年末調整があります
（事業所得者等の場合）	普通徴収	申告納税（確定申告など）

よくあるご質問にお答えします

～給与からの特別徴収～

【問1】 私は特別徴収により納税していましたが、年度途中で退職しました。その後、新しい会社に就職しましたが、どうすればよいのでしょうか。

→【答1】 新しい会社が引き続き特別徴収することを申し出た場合には継続できます。

【問2】 私は特別徴収により納税していましたが、年度途中で退職しました。その後、再就職はしていません。どうすればよいのでしょうか。

→【答2】 退職金などから一括して差し引かれ納められますが、それができない場合は、残りの税額を普通徴収の方法で納めていただきます。

【問3】 私は昨年退職した時に退職金から市・県民税を差し引かれましたが、今年の6月に自宅に納税通知書が送られてきました。なぜでしょうか。

→【答3】 退職金に対する市・県民税は、退職金が支払われる際に差し引かれ、その支払者（特別徴収義務者）を通じて市に納入されますが、退職金以外の所得に対する市・県民税は、その翌年に課税されることになっています。あなたの場合、退職された年分の退職時までの給与などに対する市・県民税は、この6月にお送りした納税通知書で納めていただくことになります。

～転出・転入～

【問4】 私は令和8年1月20日に郡山市から福島市に引っ越してきました。令和8年度の市・県民税はどちらへ納めることになるのでしょうか。

→【答4】 住民税（市町村民税と道府県民税）は、毎年1月1日現在で住所のある方に対して、その住所地の市町村が課税することになっています。

したがって、令和8年1月1日現在では、あなたの住所は郡山市にあったのですから、その後福島市に引っ越しても、令和8年度の市・県民税は郡山市に納めていただくことになります。

～扶養・配偶者控除～

【問5】 私の妻は近所の商店にパートタイムで勤めています。昨年中の給与の収入金額の合計は123万円でした。この場合、妻は私の所得から差し引かれる配偶者控除の適用を受けられるのでしょうか。

→【答5】 配偶者控除の適用が受けられる配偶者は、所得が58万円以下の方です。

したがって、あなたの妻の得た給与の収入金額123万円は給与所得控除額(65万円)を差し引くと所得が58万円となりますので、あなたの所得から差し引かれる配偶者控除の適用を受けられます。ただし、あなたの合計所得金額が900万円を超えると、配偶者控除額が段階的に減少し、1,000万円を超えると適用を受けられません。

なお、あなたの妻に所得税はかかりませんが、給与収入が106万5千円を超えているため、市・県民税は課税される可能性があります。

～公的年金からの特別徴収～

【問 6】 私は公的年金受給者です。市・県民税をすべて給与からの引き落としにより納めていましたが、給与からの引き落としはできなくなるのでしょうか。

→ 【答 6】

●65 歳未満の方の場合

年金所得やその他の所得に対する市・県民税もあわせて給与から引き落とすことができます。

●65 歳以上の方の場合

年金所得に対する市・県民税については公的年金からの引き落とし（特別徴収）となるため市・県民税をすべて給与から引き落とすことはできません。

年金所得以外の所得に対する市・県民税のみ給与から引き落とすことができます。

【問 7】 公的年金からの特別徴収対象者ですが、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料は納付方法の選択が認められていますが、市・県民税では選択できないのですか。

（例：「特別徴収ではなくこれまでどおり納付書で納めることはできますか。」）

→ 【答 7】 引き落とし（特別徴収）の対象となる方は、納付書や口座振替（普通徴収）による納付方法を選択することができません。これは地方税法（321 条の 7 の 2）に基づくものです。

【問 8】 市・県民税の公的年金からの引き落とし（特別徴収）をやめることはできますか。

→ 【答 8】 引き落とし（特別徴収）の対象となる方は、上記同様の理由から納付方法を選択することができません。